

南が丘三丁目地区地区計画について

名 称 南が丘三丁目地区地区計画
位 置 津市南が丘三丁目地内
面 積 約0.8ha

地区計画の目標 当地区は、最寄り駅である近鉄南が丘駅から約0.3kmに位置し、大規模な宅地開発が行なわれた際、商業用地とされていたものの、現在は低層住宅地として土地利用が転換されたため、地区計画の策定により建築物の用途混在を防止し、周辺地域と調和のとれた快適な住環境を確保することを目標とする。

土地利用の方針 戸建住宅中心の土地利用とし、良質な低層住宅地とする。

地区施設の整備方針 宅地開発事業により道路等の地区施設が配置されており、その機能・環境が損なわれないように維持・保全を図る。

建築物等の整備方針 建築物の用途の制限、建築物の高さの最高限度等を定め、快適な住環境の形成を図る。

建築物等に関する事項

建築物等の用途の制限

建築基準法別表2（い）に掲げる各号の建築物以外は、建築してはならない。

建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度（建ぺい率）

6/10

建築物の延べ床面積の敷地面積に対する割合の最高限度（容積率）

10/10

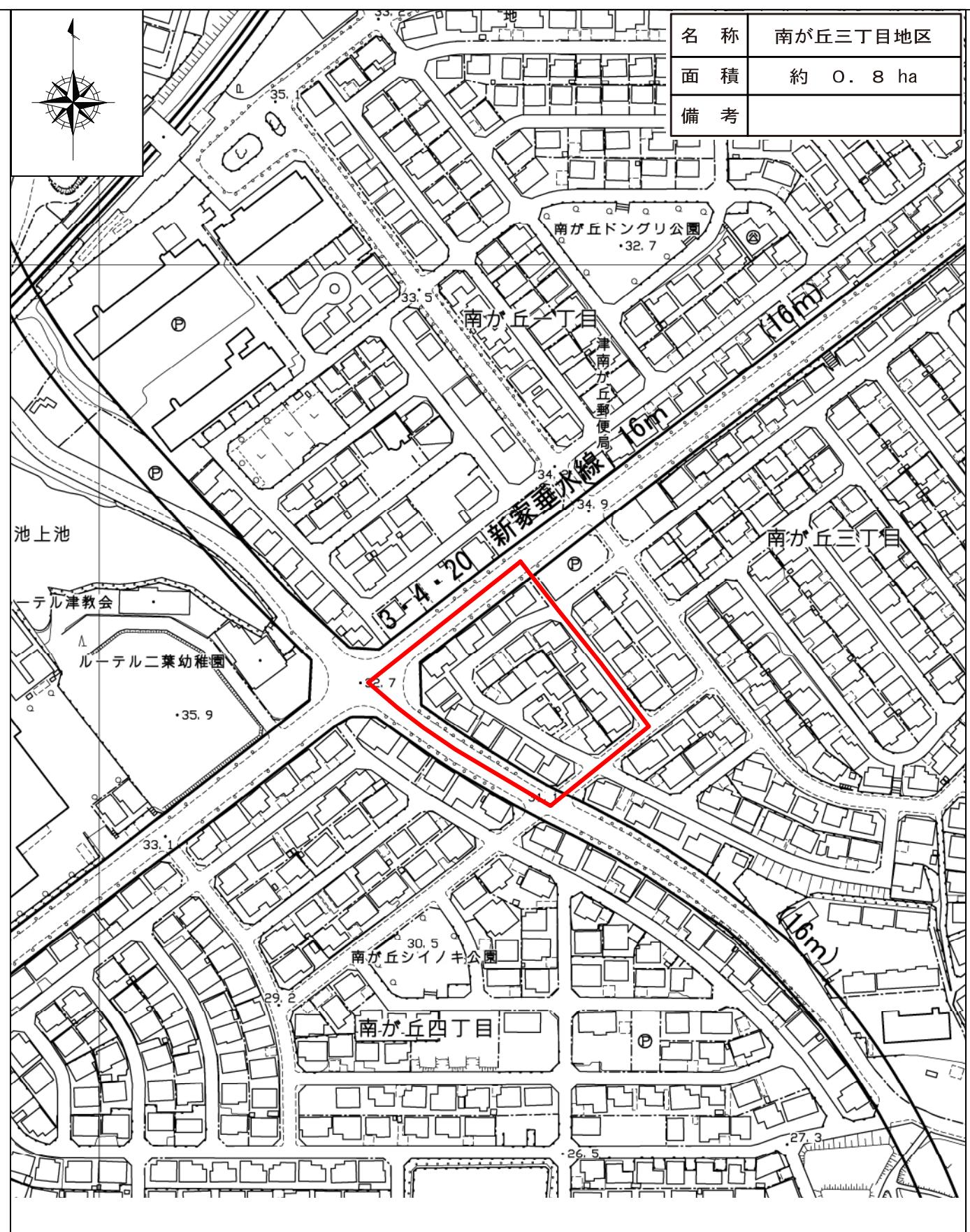
建築物等の高さの最高限度

高さ10m

南が丘三丁目地区地区計画

津市南が丘三丁目地内

計画図



凡 例

	地区計画区域 (約 0.8 ha)

0 50 100 150m
1:2500